

介護保険被保険者証の 65 歳到達時の本人交付を維持することを求める要望

2025 年 11 月 8 日

高齢社会をよくする女性の会・大阪

代表 植本眞砂子

2025 年は団塊の世代全員が後期高齢者となる節目の年ですが、2043 年にピーク（※）を迎えるまで増加し、超高齢化は加速します。

施行 25 年を迎えた介護保険制度は度重なる改悪に加え、介護人材確保への根本的な対策を欠いたために、もはや介護保険料を強制徴収されていながら必要な時に必要なサービスを受けることができない「国家的詐欺」ともいえる段階に入っています。

介護保険料もスタート時のほぼ倍額になり、被保険者の家計負担の上限に達しています。特に、大阪市は全国一高い介護保険料（9,249 円）となっています。

9 月 8 日の社会保障審議会介護保険部会で「介護情報基盤について」の審議の中で、

＜介護被保険者証の事務・運用等の見直し＞

①介護被保険者証の交付 現在、介護被保険者証については、65 歳到達時に全被保険者に対して交付しているが、要介護認定申請時に紛失しているケースがある。この点について、要介護認定申請時に介護被保険者証を交付する対応に変更してはどうか。

についての審議は、おおむね了解という形になりました。

65 歳到達時の介護保険証の一斉交付は、介護保険という制度について一般の国民が実感をもって知る機会であり、「介護保険被保険者証のペーパーレス化」はその機会を縮小するものです。

介護保険証が送付されることで、みずからが第 1 号被保険者であり、介護認定の申請をする権利を有すると自覚するなど、制度の理解を進める上でも重要なものです。ほとんどの自治体では、介護被保険者証とともに、介護保険料の算定基準や利用方法についてのパンフレットが同封され、制度の理解の促進に役立っています。

「要介護認定申請時に介護被保険者証を交付」するのでは、すでに本人は認定申請に出向くことはできず、家族やケアマネジャーなどに手渡されることが多くなると思われます。

医療保険では、健康保険証が加入と同時に交付されます。マイナンバーカード化されても、健康保険証が発行されていることに変わりはありません。

社会保険制度における被保険者証の交付は、被保険者にとって給付を受ける権利を証明する手帳でもあります。

現行通り、介護保険被保険者証の 65 歳到達時の本人交付を求めます。

また、介護保険被保険者証のマイナンバーカード化に反対します。

マイナンバーカード化する場合は、本人の求めに応じ、ペーパーの被保険者証の発行を保障することを求めます。

※国立社会保障人口問題研究所「報告書--『日本の地域別将来推計人口』(2023 年推計)」

2025年11月8日

厚生労働大臣

上野 賢一郎 様



高齢社会をよくする女性の会・大阪
代表 植本 真砂子

「介護保険被保険者証の65歳到達時の本人交付を維持することを求める」

要望書の送付について

国民の福祉の向上に向けて日夜ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

さて、私たち「高齢社会をよくする女性の会・大阪」は、「人権尊重と男女共同参画の視点から高齢社会における問題の調査研究により情報提供と政策提言等の活動を通して、よりよい高齢社会を実現すること」を目的として発足し、32年になります。

超高齢社会の中にあって、「地域で生を全うする」ための介護保険を軸とした様々な制度への提言などを続けております。深刻な介護の担い手不足の中で、持続可能な介護保険制度の維持は最重要課題です。

コロナ禍を経験した高齢当事者と介護現場の声を踏まえて別紙のとおり要望書を送付します。是非実現していただきますようお願いします。

なお、この要望書は、貴職はじめ厚生労働省老健局長、社会保障審議会介護保険部会長、衆議院・参議院の各厚生労働委員にお送りしております。

※ 問合わせ先： 高齢社会をよくする女性の会・大阪 事務局

Email : wabasosaka2024@gmail.com

URL:<https://wabas-osaka.org/>

なお、参考までに当会リーフレットを同封いたします。